

吸収分割に係る事後開示書類

(吸収分割会社：会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項)

(吸収分割承継会社：会社法第 801 条第 3 項第 2 号に基づく開示事項)

2024 年 5 月 1 日

株式会社グリーンエナジー&カンパニー

株式会社グリーンエナジー・プラス

株式会社グリーンエナジー・ライフ

株式会社グリーンエナジー・ファシリティーズ

2024年5月1日

吸収分割に係る事後開示書類開示書類

徳島県板野郡松茂町中喜来字群恵 39 番地 1
株式会社グリーンエネルギー&カンパニー
代表取締役社長 鈴江 崇文

東京都杉並区浜田山 3 丁目 34 番 2 号 プラスワンビル
株式会社グリーンエネルギー・プラス
代表取締役社長 竹村 敏之

徳島県徳島市沖浜東 1 丁目 44
株式会社グリーンエネルギー・ライフ
代表取締役社長 竹村 敏之

徳島県板野郡松茂町中喜来字群恵 39 番地 1
株式会社グリーンエネルギー・ファシリティーズ
代表取締役社長 石川 大門

株式会社グリーンエネルギー・ライフ&カンパニー（旧商号 株式会社フィット、以下「分割会社」といいます。）と株式会社グリーンエネルギー・プラス（旧商号 株式会社 Plus one percent、以下「承継会社 1」といいます。）、株式会社グリーンエネルギー・ライフ（旧商号 株式会社フィットスマートホーム分割準備会社、以下「承継会社 2」といいます。）及び株式会社グリーンエネルギー・ファシリティーズ（旧商号 株式会社フィットファシリティ分割準備会社、以下「承継会社 3」といいます。）（以下「承継会社 1」、「承継会社 2」及び「承継会社 3」を総称して「承継会社」といいます。）は、2023年7月11付で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、効力発生日を2024年5月1日として、分割会社のクリーンエネルギー事業に関する権利義務を承継会社 1 に、同社のスマートホーム事業に関する権利義務を承継会社 2 に、同社のファシリティ事業に関する権利義務を承継会社 3 に、それぞれ承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号、第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2024年5月1日

2. 分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則 189 条第 2 号）

（1）会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（本吸収分割の差止請求）

本吸収分割について、会社法第 784 条の 2 の規定に基づき、分割会社に対して本吸収分割の差止めを請求した株主はありませんでした。

（2）会社法第 785 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

分割会社は、会社法第 785 条第 4 項の規定に基づき、2023 年 10 月 11 日に株主に対して公告を行いました。同条第 1 項に従い分割会社に対して株式の買取りを請求した株主はありませんでした。

（3）会社法第 787 条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

本吸収分割においては、会社法第 787 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権が存在しないため、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

（4）会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の異議）

分割会社は、2024 年 2 月 14 日付の官報及び電子公告において、同社の債権者に対し、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項に定める公告を行いました。異議申述期限までに同条第 1 項第 2 号の規定に基づき異議申述を行った債権者はおりませんでした。

3. 承継会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

（1）会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（本吸収分割の差止請求）

会社法第 796 条の 2 の規定に基づく、承継会社に対しての本吸収分割の差止め請求はありませんでした。

（2）会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

本吸収分割について、会社法第 797 条の規定に基づく、承継会社に対しての株式買取請求はありませんでした。

（3）会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の異議）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 2 月 14 日付の官報並びに同年 3 月 6 日及び 7 日付の電子公告において、債権者に対して本吸収分割に対する異議申述の公告を行いました。同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2024 年 5 月 1 日をもって、分割会社から本事業に関する権利義務を承継いたしました。本吸収分割により承継会社 1、承継会社 2 及び承継会社 3 が分割会社より承継した資産及び負債の額（概算）は次のとおりです。

（1）承継会社 1

承継した資産の額（概算額） 1,049 百万円

承継した負債の額（概算額） 124 百万円

(2) 承継会社 2

承継した資産の額 (概算額) 138 百万円

承継した負債の額 (概算額) 264 百万円

(3) 承継会社 3

承継した資産の額 (概算額) 1,107 百万円

承継した負債の額 (概算額) 562 百万円

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日 (会社法施行規則第 189 条第 5 号)

2024 年 5 月 8 日 (予定)

6. その他本吸収分割に関する重要な事項その他本吸収分割に関する重要な事項 (会社法施行規則第 189 条第 6 号)

該当事項はありません。

以上